

通知書が届いたら 内容を確認して保管

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に届くよう発送します。納税通知書には、税額・納期・課税の根拠などの明細を記載してあります。住所などに変更があった場合や課税の内容に気付いた点があるときは、同封のハガキに記入して返送してください。



問い合わせは
課税については 資産税課 ☎898-6216
納付については 収納課 ☎898-6226

納税相談窓口を 第3日曜に開設

平日に来庁できない人のために、毎月第3日曜に、納税相談窓口を開きます。
日時＝4月18日(日)午前8時30分～午後4時
会場＝市役所収納課

問い合わせは
収納課 ☎898-6233

年金所得分の住民税納付 普通徴収希望者は申請を

4月1日現在65歳未満で、給与所得と年金所得があり、給与所得に対する住民税の納付方法が特別徴収(引き落とし)の人は、原則、年金所得に対する住民税も給与からの特別徴収となります。これに該当し、年金所得分について普通徴収(口座振替や納付書による納税)を希望する場合は、市役所市民税課か各支所へ申請してください。
申請期限＝4月30日(金)まで

問い合わせは
市民税課 ☎898-6208

納期を確認して計画的な納税を

市税は、税の種類ごとにそれぞれ納期(納める月)が定められています。本年度の納期は右表のとおり。納期までに納めましょう。

なお、納める場所は市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行を除く)や市役所収納課、各支所・出張所、コンビニエンスストアです。また、口座振替もご利用ください。

問い合わせは
収納課 ☎898-6226

市税の納期	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
4月(30日(金)まで)		1期		
5月(31日(月)まで)			1期	
6月(30日(水)まで)	1期			
7月(8月2日(月)まで)		2期		1期
8月(31日(火)まで)	2期			2期
9月(30日(木)まで)		3期		3期
10月(11月1日(月)まで)	3期			4期
11月(30日(火)まで)				5期
12月(27日(月)まで)		4期		6期
1月(31日(月)まで)	4期			7期
2月(28日(月)まで)				8期

6月1日から事業所税の課税が始まります

本市は昨年12月11日、事業所税の課税団体に指定されました。事業所税とは、人口30万人以上の指定都市などで課税される目的税です。これにより、6月1日(火)以降に事業年度が終了する法人の事業または本年分の個人の事業から、事業所税を申告納付することになります。事業所税の概要は下表のとおり。アパートやマンションなどの居住用の部分や土地の面積は課税対象外です。

また、ビルなどを借りて事業を行う場合は、事業を行う人が納税義務者となります。貸ビルなどの所有者は貸し付け状況などを申告してください。

詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

問い合わせは 市民税課 ☎898-5961

事業所税の概要

項目	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所などで事業を行う法人または個人	
課税標準	事業所用家屋の床面積(借り受けている部分を含む)	従業者給与総額(退職金は除く)
課税標準の算定期間	〈法人〉事業年度 〈個人〉1月1日～12月31日	
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点	市内の事業所などの床面積の合計が1,000㎡以下	市内の事業所などの従業者数の合計が100人以下
納税の方法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付	
申告納付の時期	〈法人〉事業年度終了の日から2カ月以内(延長制度はありません) 〈個人〉翌年の3月15日まで	

※免税点は基礎控除ではありません。

郵便などによる不在者投票制度 該当する人は利用を

身体に重い障害があり投票所で投票することができない人は、事前に手続きをすることで郵便などによる不在者投票を行うことができます。希望する人は選挙管理委員会事務局に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

なお、この方法で投票できるのは、下表のいずれ

かに該当し自署できる人です。

また、郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人のうち、自署できない人には、代理記載人によって投票に関する記載をしてもらうことができる制度もあります。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせは 選挙管理委員会事務局 ☎898-6742

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹または移動機能の障害	1級か2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級か3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
手帳の種類	要件	
介護保険被保険者証	要介護5	